

北広島市水道部告示第62号

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり告示する。

令和3年10月26日

北広島市上下水道事業

北広島市長 上野正三

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 業務名 北広島市上下水道事業検針・収納等業務委託
- (2) 業務の内容等 募集要項及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
- (4) 本件委託業務に係る委託料の上限額
309,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 北広島市契約規則（平成15年北広島市規則第12号）に規定する令和3・4年度における物品購入等競争入札等参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されていること（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、登録の再認定を受けていること。）。
- (3) 北広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年3月2日市長決裁）第2条第1項の規定による、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) プロポーザルに参加しようとする者の間に次に掲げる資本関係又は人的関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会

社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合

ア、イと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 北広島市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年北広島市条例第4号）に抵触しない者。

(7) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。

(8) 北海道内に事業所を有していること。なお、事業所とは、本店、支店、営業所等をいう。

(9) 平成28年4月1日以降において、給水人口5万人以上の水道事業者が発注する業務で、窓口・受付、検針、開閉栓、調定・収納及び未納整理（給水停止を含む。）のすべてを履行内容に含む業務を3年以上にわたり継続して履行した実績を有すること（継続中の業務を含む。）。

(10) 共同企業体で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。

① 共同企業体の全ての構成員が(1)から(7)までの条件を満たすものであること。

② 共同企業体の構成員のいずれかが(8)及び(9)の条件を満たすものであること。

③ 共同企業体の構成員は、委託業務について当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

④ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加していないこと。

⑤ その他の条件については、北広島市上下水道事業特定業務共同企業体取扱要領に定めるものとする。

3 選定方法

提出された提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、「北広島市上下水道事業検針・収納等業務委託公募型プロポーザル契約候補者選定基準」に基づき審査・評価を行い、最も適した者を選定する。

4 手続等

募集要項による。